

社会保障審議会介護保険部会（第22回）議事次第

日時：平成19年12月20日（木）

14：00～15：30

於：霞が関東京會館（シルバースタールーム）

議 題

介護事業運営の適正化について

[配付資料]

資料1 介護保険制度の概要について

資料2 事業者規制の現状について

資料3 株式会社コムスンの不正事案に関するこれまでの対応について

資料4 介護事業運営の適正化の全体像（概要）

資料5 介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書

介護保険制度の概要について

介護保険導入の経緯・意義

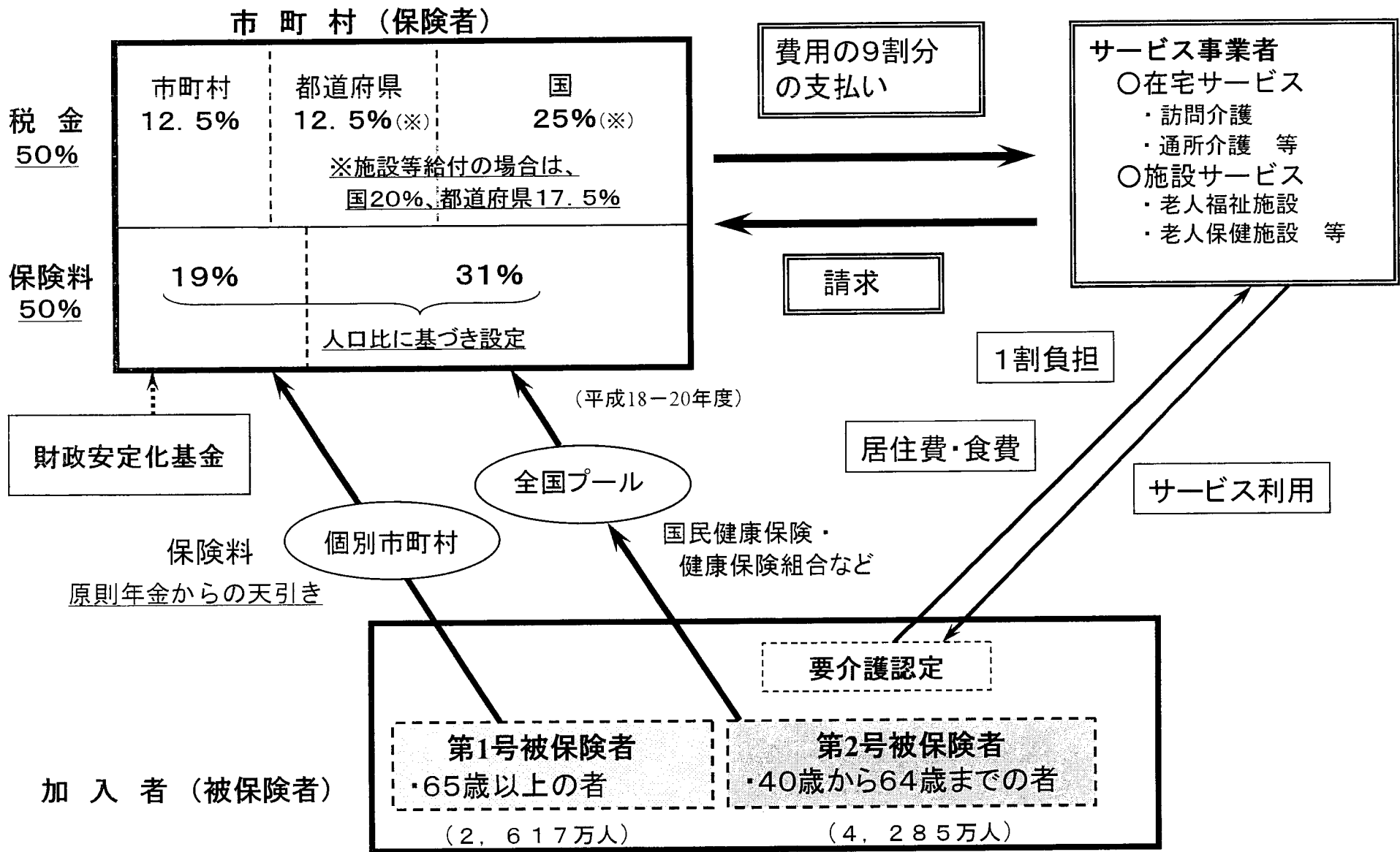
- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大。
- 一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化。



高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)を創設

- 自立支援・・・単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 利用者本位・・・利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度
- 社会保険方式・・・給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用

介護保険制度の仕組み



(注)65歳以上の者(第1号被保険者)及び40歳から64歳までの者(第2号被保険者)の数は、平成18年度の見込数(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」より)。

被保険者(加入者)について

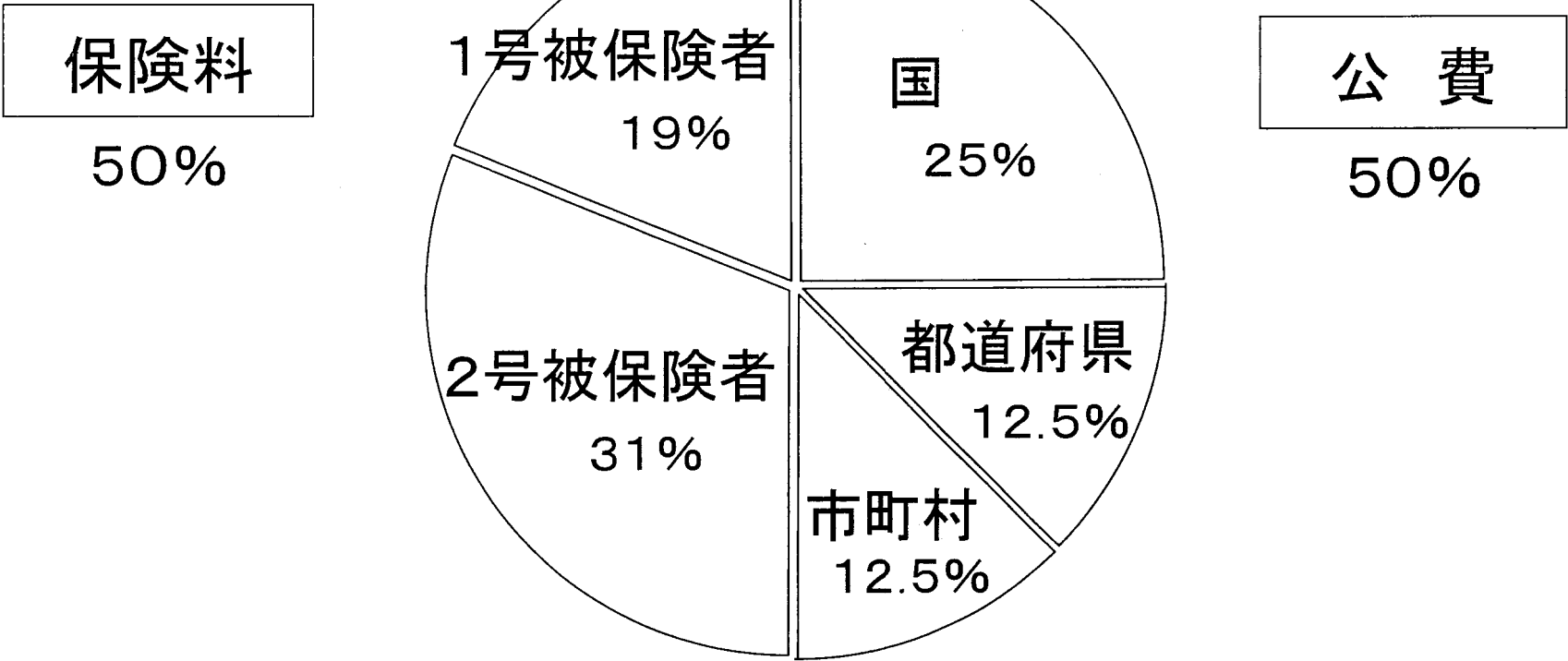
○介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者(第1号被保険者)、②40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)となっている。

○介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人 数 (平成18年度見込)	2,617万人	4,285万人
受 給 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ・要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態) 	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)による場合に限定
保 険 料 負 担	市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

介護保険給付費の財源構成

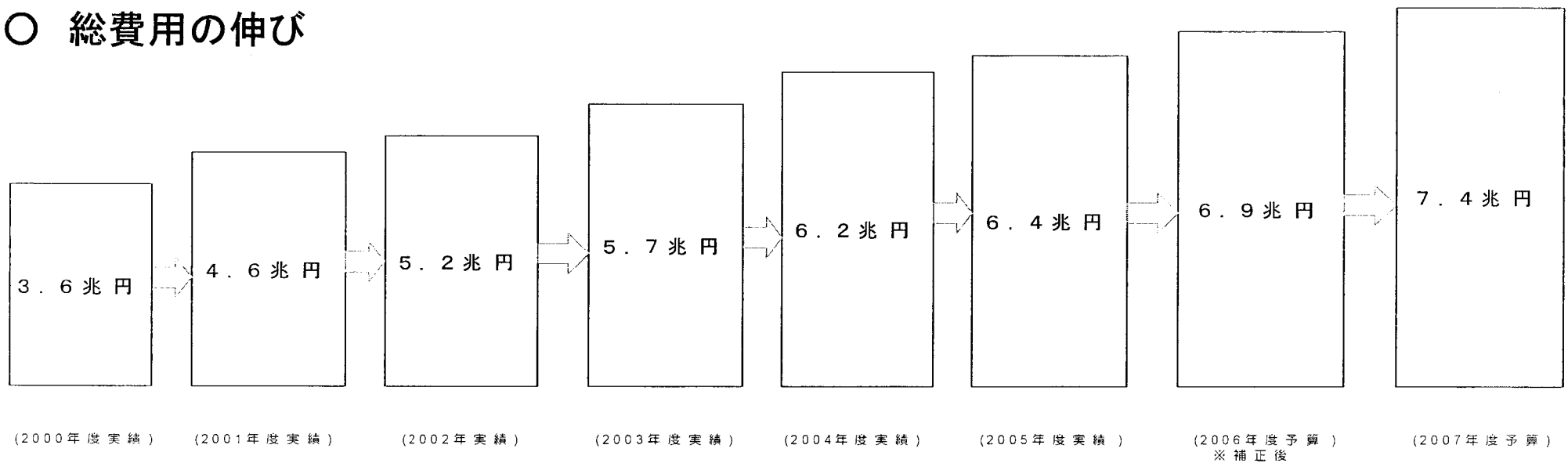
- 給付費(総費用から自己負担分を除いたもの)の財源構成は、公費50%、保険料50%となっている。
- 保険料は、第1号被保険者が19%を、第2号被保険者が31%を負担している。
- 公費は、国25%、都道府県・市町村がそれぞれ12.5%を負担している。
(ただし、施設等給付については、国20%、都道府県17.5%となっている。)
- 国庫負担25%のうち5%部分は、市町村の保険財政の調整のための「調整交付金」として交付される。



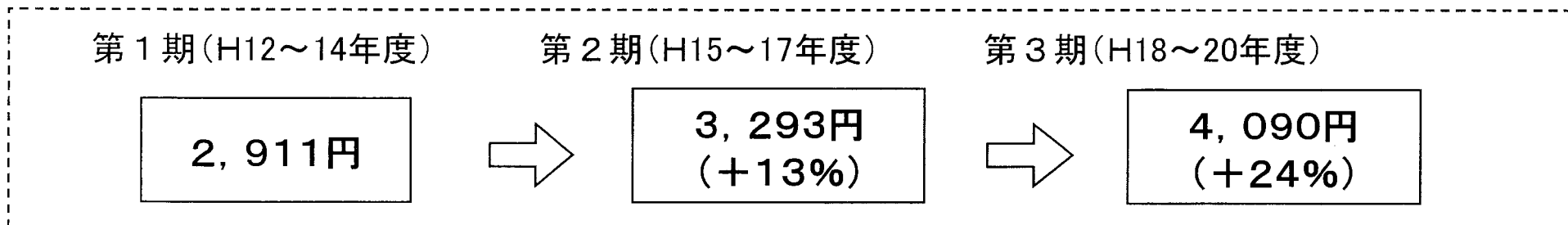
介護保険財政の現状

- 介護保険の総費用は、毎年増加している。
- 1号保険料も第2期(H15~17)から第3期(H18~20)で24%増

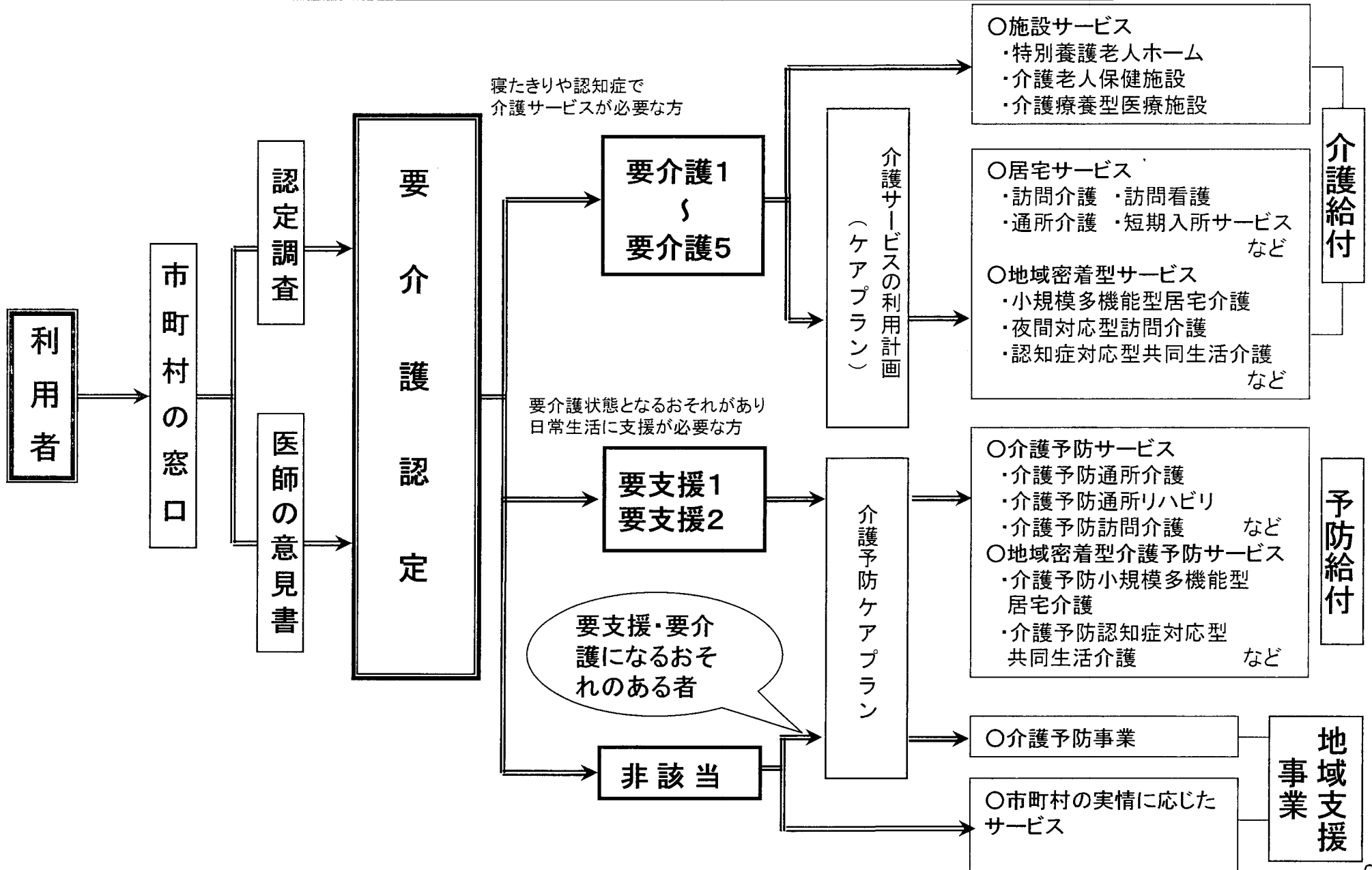
○ 総費用の伸び



○ 1号保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕



サービス利用の手続き



被保険者数・要介護認定者数の推移

○ 被保険者数の推移

65歳以上の被保険者数は、7年2か月で約527万人増加

	2000年4月末	2003年4月末	2007年6月末
被保険者数	2,165万人	2,398万人	2,692万人

(出典:介護保険事業状況報告)

○ 要介護認定を受けた人数の推移

要介護認定を受けた者は、7年2か月で約227万人増加

	2000年4月末	2003年4月末	2007年6月末
認定者数	218万人	348万人	445万人

(出典:介護保険事業状況報告)

介護サービスの受給者数の推移

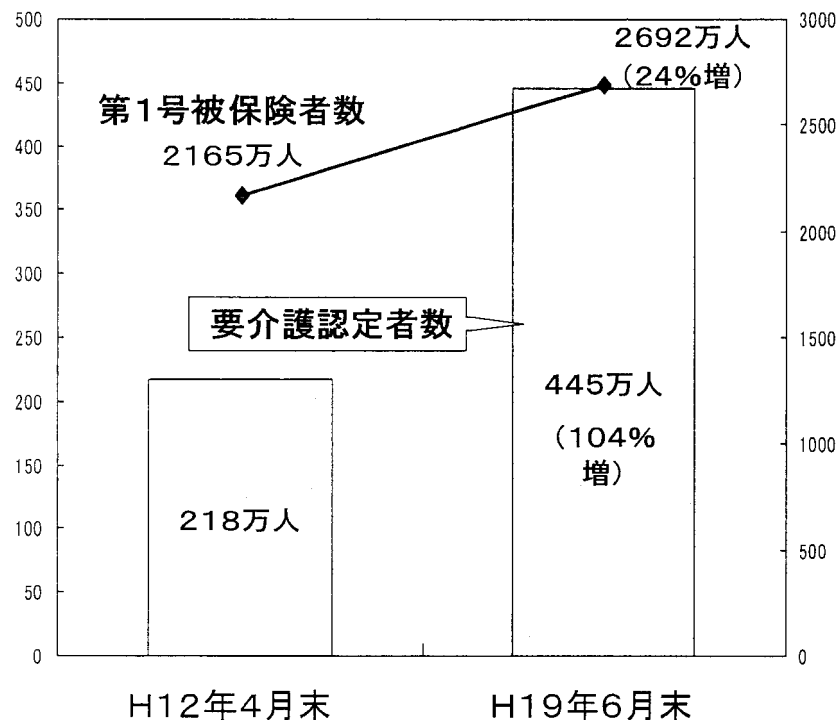
	2000年4月末	2003年4月末	2007年4月末
居宅(介護予防) サービス受給者数	97万人	201万人	257万人
※ 地域密着型(介護予 防)サービス受給者数	/	/	17万人
施設サービス(介護老人 福祉施設・介護老人保健 施設・介護療養型医療施 設)受給者数	52万人	72万人	82万人

※ 地域密着型サービスは平成18年4月創設

(出典:介護保険事業状況報告)

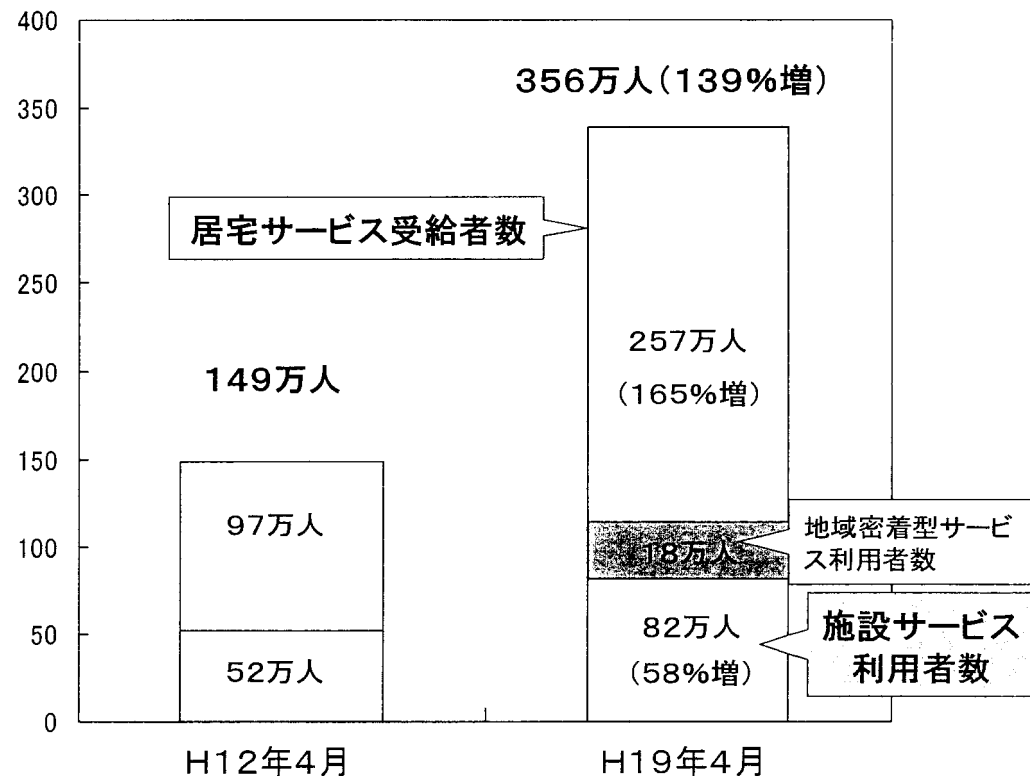
被保険者・要介護認定者・受給者数について

【第1号被保険者数(65歳以上の被保険者)と要介護認定者数の推移】



	H12年4月末	H19年6月末
第1号被保険者数	2,165万人	2,692万人(24%増)
要介護認定者数	218万人	445万人(104%増)

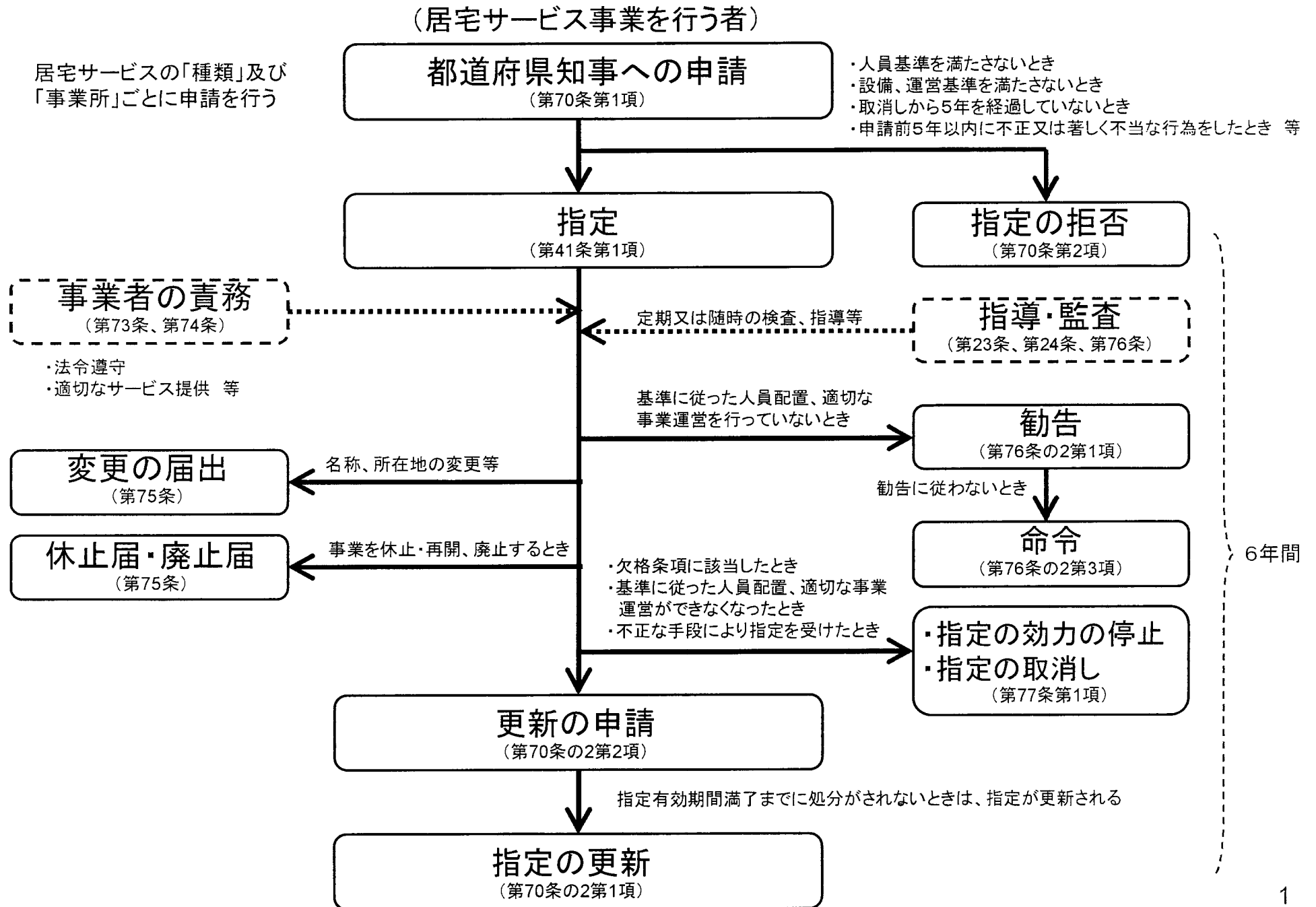
【サービスの受給者数の推移】



	H12年4月	H19年4月
利用者数	149万人	356万人(139%増)
居宅サービス	97万人	257万人(165%増)
地域密着型サービス		17万人(H18年4月創設)
施設サービス	52万人	82万人(58%増)

事業者規制の現状について

介護サービス事業者の指定手続の流れ（居宅サービス事業者の場合）



介護サービス事業者の指定

サービスを提供しようとする事業者は、サービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、事業所ごとに知事の指定を受けることが必要。

指定基準の考え方

介護サービス事業者が事業所の指定を受ける際に満たすべき指定基準としては次のものがある。

- ① 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
- ② 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ③ 運営基準（利用者への説明やサービス提供の記録等、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

指定基準は、介護サービス事業がそれぞれの目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

※指定基準を定めるとき、改廃するとき、社会保障審議会への諮問が必要とされている。

(1) 指定拒否の要件

申請者が以下のいずれかに該当するときは指定をしてはならないこととされている。(第70条第2項)

【指定居宅サービス事業者の場合】

- ①法人でないとき
- ②人員に関する指定基準を満たしていないとき
- ③設備、運営に関する指定基準を満たしていないとき
- ④禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑤介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等に処せられ、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑥指定取消から5年を経過しない者であるとき
(指定取消手続中に自ら廃止した者を含む。)
- ⑦申請前5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

等

制度創設時
からの規定

平成18年4月
からの規定
(新規追加)

※上記規定は、指定の更新(6年ごと)について準用する。(法第70条の2)

(2) 指定後の介護サービス事業者に対する対応

【指定居宅サービス事業者の場合】

【報告等】

- 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときには指定を受けた介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該自治体の職員に関係者に対して質問をさせ、若しくは指定を受けた事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(介護保険法第76条)

【勧告、命令等】

- 都道府県知事は、指定を受けた介護サービス事業者が遵守すべき人員基準、設備基準、運営基準に従った事業の運営をしていないと認めるときは、当該基準を遵守すべきこと勧告することができ、指定を受けた介護サービス事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を行わなかった場合は、当該事業者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(介護保険法第76条の2)

【指定の取消し等】

- 都道府県知事は、要件に該当する場合においては、指定を取り消し、又は機関を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(介護保険法第77条)

(3) 指定の更新

【指定居宅サービス事業者の場合】

【指定の更新】

- 指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 指定の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。(介護保険法第70条の2)

平成18年4月施行 事業者規制の見直しの概要

1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

指定の欠格事由に、申請者又は法人役員（施設長含む）が以下のような事項に該当する場合は追加（更新時も同様。取消時もほぼ同じ。）

- ①指定取消から5年を経過しない者であるとき（指定取消手続中に自ら廃止した者を含む）
- ②禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ④5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

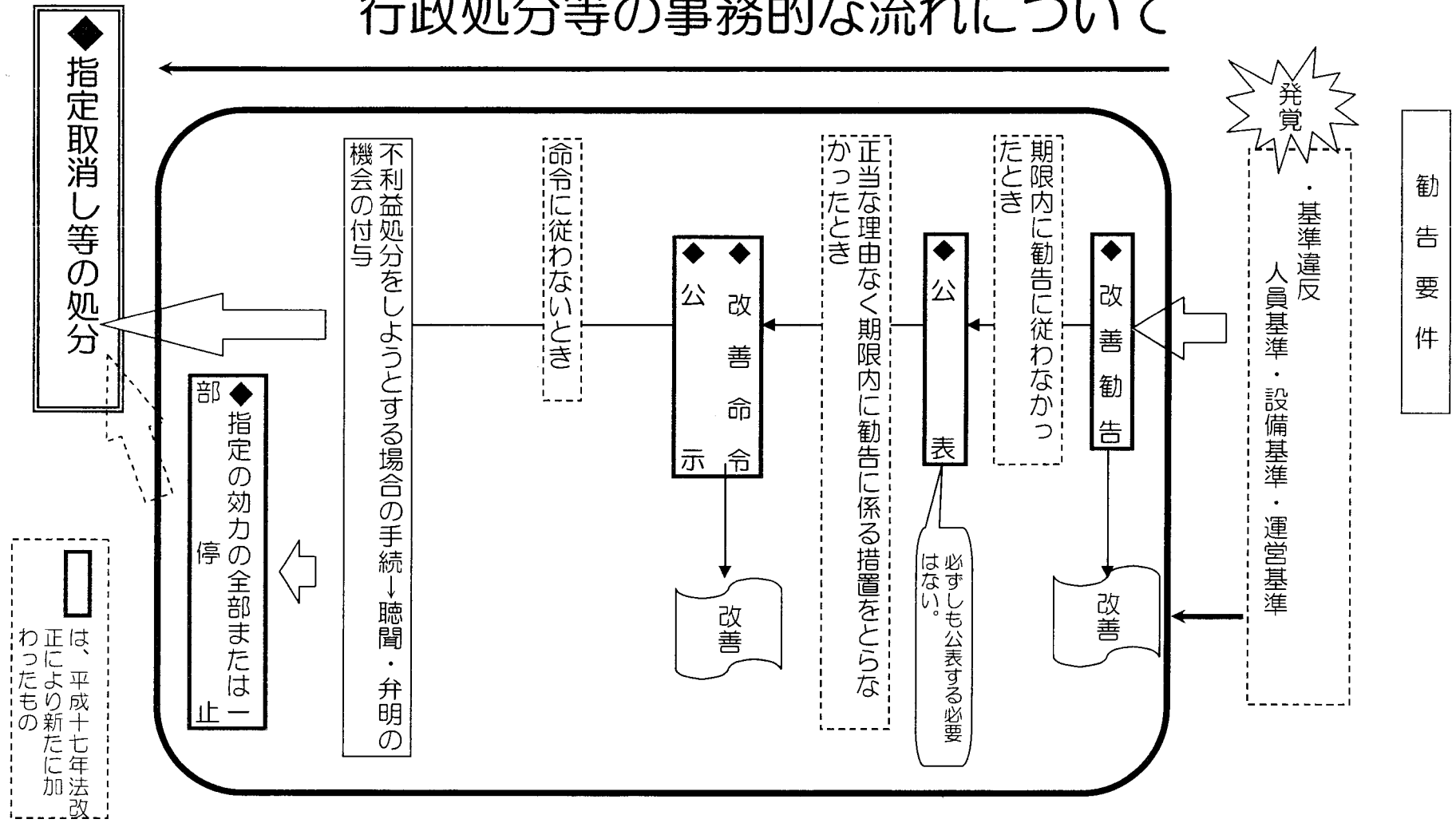
2. 勧告、命令等の追加

・都道府県、市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する、①業務改善勧告（従わない場合には公表できる）、②業務改善命令、③指定の効力の停止、の権限を追加する。

3. 指定の更新制の導入

- ・事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設けること
- ・更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できること

行政処分等の事務的な流れについて



介護保険法

(例) 居宅サービス

(改善勧告)
第七十六の二条第一項
基準を遵守するよう勧告

(公表)
第七十六の二条第二項
期限内に勧告に従わなかつた
場合の対応

(改善命令)
第七十六の二条第三項
正当な理由なく勧告に係る措
置をとらなかつたときの対応

(公示)
第七十六の二条第四項
命令した場合の措置

(指定の取消し等)
第七十七の九条第九項
この法律に基づく命令若しく
は処分違反したとき

介護サービスの指定の類型について

◎指定居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護 ○訪問入浴介護
- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 通所介護 ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売

◎指定介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売

◎指定地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◎指定地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

◎指定居宅介護支援

◎指定介護老人福祉施設

◎介護老人保健施設

◎指定介護療養型医療施設

◎指定介護予防支援

指定事業所のサービス種別と法人種別による内訳

【介護サービス等】

平成18年10月1日現在

	法人種別						合計
	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
訪問介護	11,374	1,190	1,561	5,492	132	1,199	20,948
訪問入浴介護	803	18	58	1,295	23	48	2,245
訪問看護ステーション	1,024	50	2,431	505	216	1,244	5,470
通所介護	7,024	1,070	1,594	8,785	297	639	19,409
通所リハビリテーション	5	-	4,739	551	209	774	6,278
短期入所生活介護	379	21	169	5,771	282	42	6,664
短期入所療養介護	1	-	4,130	542	278	486	5,437
特定施設入居者生活介護	1,534	10	12	331	3	51	1,941
福祉用具貸与	5,379	56	128	224	4	260	6,051
特定福祉用具販売	4,944	37	58	77	2	181	5,299
居宅介護支援	9,581	819	5,829	8,448	633	2,261	27,571
介護老人福祉施設	-	-	-	5,211	498	7	5,716
介護老人保健施設	-	-	2,509	535	150	197	3,391
介護療養型医療施設	-	-	2,277	33	161	458	2,929
夜間対応型訪問介護	11	-	-	1	-	-	12
認知症対応型通所介護	541	132	270	1,443	21	77	2,484
小規模多機能型通所介護	87	25	26	41	1	7	187
認知症対応型共同生活介護	4,417	453	1,554	1,826	17	83	8,350
地域密着型特定施設入居者生活介護	15	1	1	6	-	-	23
地域密着型介護老人福祉施設	-	-	-	36	7	-	43
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	64	15	400	1,492	1,139	182	3,292
合計	47,183	3,897	27,746	42,645	4,073	8,196	113,029

(注)介護予防サービスを除く。

(平成18年介護サービス施設・事業所調査の概況)

指定取消等の処分があった介護保険事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

(平成12年度から平成18年度まで累計)

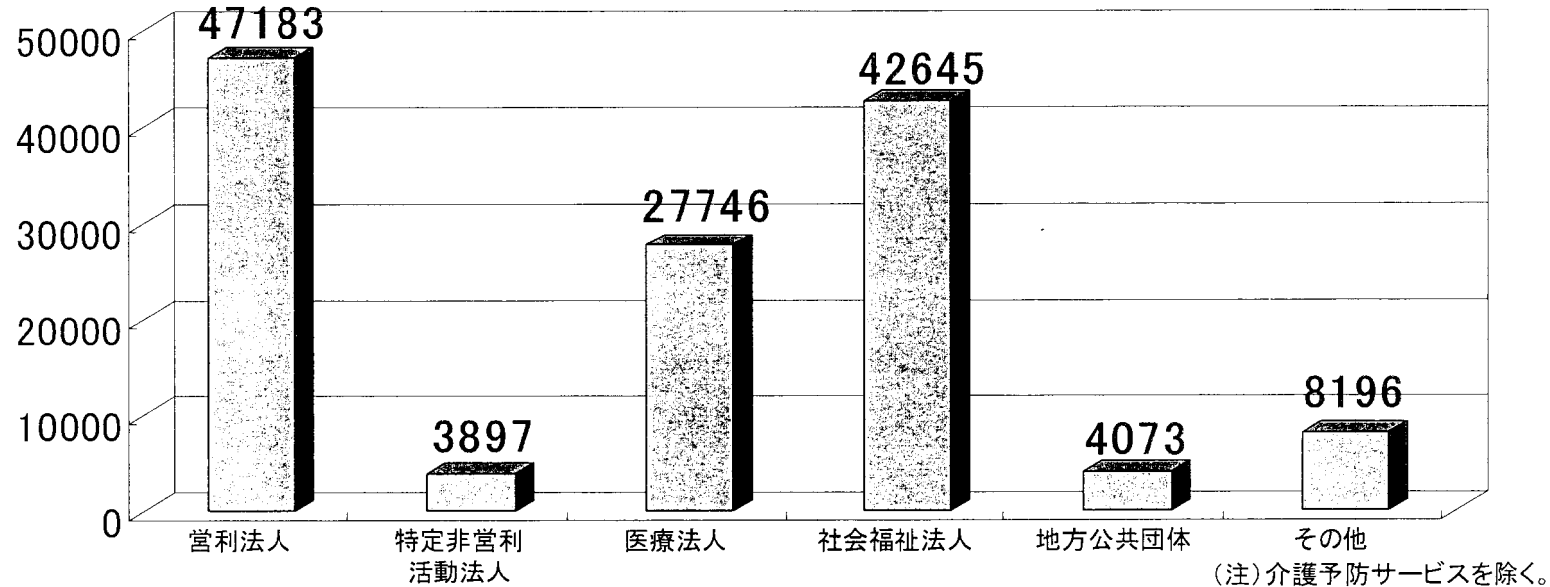
		法人種別					合計	
		営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体		その他
	訪問介護	144	16	-	6	-	1	167
	訪問入浴介護	4	1	-	-	-	-	5
	訪問看護	11	-	4	-	-	2	17
	訪問リハビリテーション	-	-	2	-	-	2	4
	居宅療養管理指導	-	-	5	-	-	4	9
	通所介護	28	5	1	-	-	4	38
	通所リハビリテーション	-	-	7	3	-	4	14
	短期入所生活介護	-	-	-	3	-	-	3
	短期入所療養介護	-	-	6	4	-	-	10
	特定施設入居者生活介護	3	-	-	1	-	-	4
	福祉用具貸与	20	-	-	-	-	-	20
	特定福祉用具販売	1	-	-	-	-	-	1
	居宅介護支援	88	18	10	14	1	-	131
	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	0
	介護老人保健施設	-	-	2	-	-	-	2
	介護療養型医療施設	-	-	18	-	3	2	23
	介護予防訪問介護	10	1	-	-	-	-	11
	介護予防訪問看護	1	-	-	-	-	-	1
	介護予防通所介護	1	-	-	-	-	-	1
	特定介護予防福祉用具販売	1	-	-	-	-	-	1
	認知症対応型共同生活介護	11	3	-	-	-	-	14
	認知症対応型通所介護	1	-	-	-	-	-	1
	介護予防認知症対応型通所介護	1	-	-	-	-	-	1
	合計	325	44	55	31	4	19	478

(注1)これまで指定取消等の処分がなかったサービスについては除外している(介護老人福祉施設を除く。)

(注2)指定取消件数のうち、平成18年度分については、速報数を集計したものである。

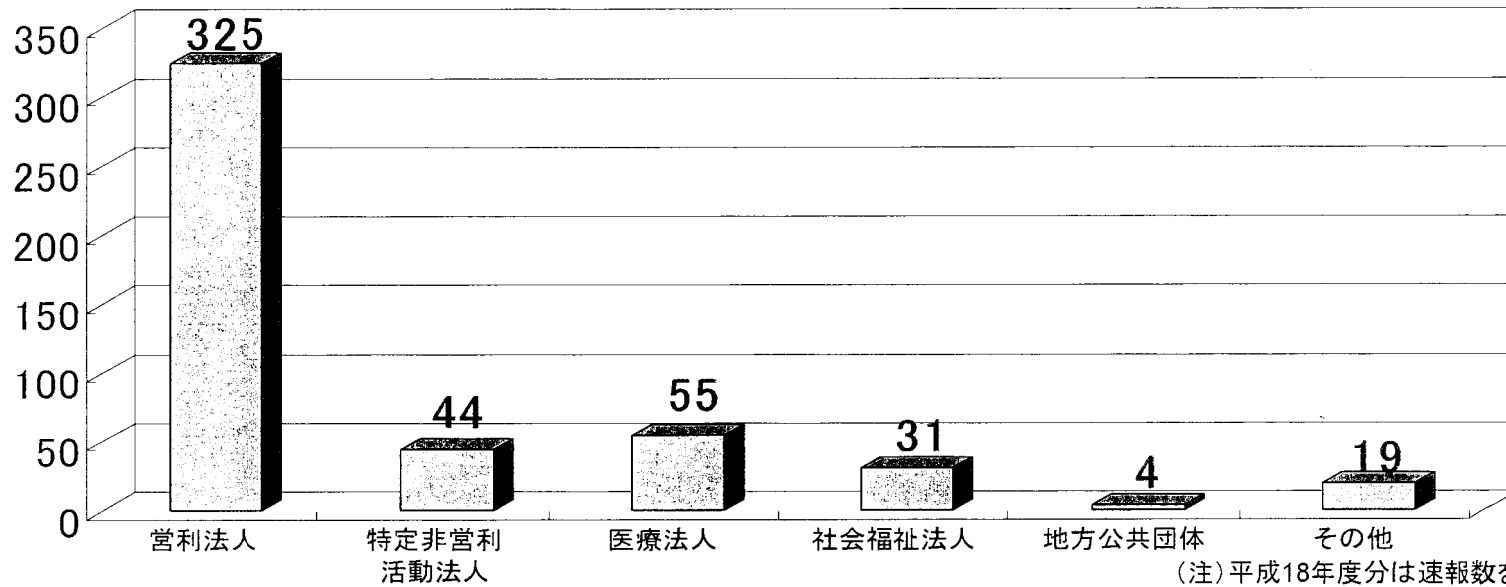
平成18年10月1日現在の事業所数（法人別）

（詳細は、P.8御参照）



平成19年3月までに指定取消等の処分があった事業所（法人別）

（詳細は、P.9御参照）



株式会社コムスンの不正事案に関する これまでの対応について

1. 経緯等

- (1) 株式会社コムスン（以下「コムスン」という。）については、全国的な監査等により、5都県8事業所で、「不正な手段による指定申請」の事実（6月6日時点）が明らかになったが、いずれも都道府県の取消処分前に事業所の廃止届が提出され、結果的に取消処分がなされなかった。

※最終的には、指定取消及び指定取消相当は36事業所。

- (2) このうち、青森県内及び兵庫県内の不正行為が、平成18年4月以降のものであったため、改正介護保険法の「不正又は著しく不当な行為」に該当するものとして、本年6月6日、コムスンの介護サービス事業所について、新規指定・更新をしてはならない旨、都道府県等に通知した。
- (3) 6月6日夜、コムスンは、従来の事業を別法人である同一資本グループ内の日本シルバーサービス株式会社へ、事業譲渡する方針を公表した。
- (4) 6月7日、厚生労働省は、コムスンに対して、同一資本グループ内の別会社への事業譲渡は、利用者や国民の納得を得られない行為であり、日本シルバーサービス株式会社への譲渡は凍結すべきことなどを行政指導した。
- (5) 6月13日、コムスンは、グッドウィル・グループが、関連会社を含め、すべての介護サービス事業から撤退することなど正式な対応方針を示した。
- (6) 7月31日、コムスンから事業移行計画が提出された。

※ コムスンの事業譲渡の方針は、

- ① 有料老人ホーム・グループホームの居住系サービス1法人と、各都道府県単位の在宅系サービス47法人の計48法人に分割
- ② 事業譲渡先候補については、コムスンが設置する第三者委員会（弁護士、公認会計士など公正・公平な立場の者で構成）において選定

(7) 8月27日、第三者委員会が開催され、居住系サービスの移行先として、(株)ニチイ学館が選定された。

(8) 9月4日、第三者委員会が開催され、在宅系サービスの移行先として都道府県ごとに法人が選定された。

2. 事業移行及び指定について

(1) 居住系サービス（グループホーム183事業所、有料老人ホーム26事業所）は、11月1日に事業移行及び介護保険法に基づく指定等を完了した。

(2) 在宅系サービス（訪問介護事業所等、全1,067事業所）は、41都道府県においては、11月1日に、6府県については、12月1日に事業移行及び介護保険法に基づく指定を完了した。（別紙参照）

3. 行政の取組について

(1) 厚生労働省

- 対策本部の設置及び電話相談窓口の開設、都道府県等に相談窓口の開設要請、円滑な移行に向けた協力を事業者団体に要請（6月6日）
- 全国介護保険担当者会議を開催し、利用者への説明、実態調査等を自治体に指示（6月12日）
- 事業移行計画による公募に対する周知協力の要請（8月1日）
- 全国介護保険・障害福祉事業者指定・指導監査担当者会議を開催し、円滑な事業移行に向けた指定手続等について指示（9月10日）

(2) 都道府県、市町村

- 利用者への相談、実態把握、相談窓口の設置
- 円滑な事業移行のための指定事務
- コムスン及び事業移行先法人への指導

承継法人一覧

【居住系サービス】

種別	承継法人名	本社所在地	事業譲渡日 (指定日)
コムスのほほえみ (グループホーム)	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	11月1日
コムスのきらめき (有料老人ホーム)	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	11月1日
コムスンホーム (有料老人ホーム)	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	11月1日

【在宅系サービス】

都道府県名	承継法人名	本社所在地	事業譲渡日 (指定日)
北海道	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
青森県	有限会社青森介護サービス	青森県青森市	11月1日
岩手県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
宮城県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
秋田県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
山形県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
福島県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
茨城県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
栃木県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
群馬県	ケアサプライシステムズ(株)	群馬県高崎市	11月1日
埼玉県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
千葉県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
東京都	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
神奈川県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
新潟県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
富山県	社会福祉法人射水万葉会	富山県射水市	11月1日
石川県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
福井県	(株)ジャパンケアサービス	東京都豊島区	11月1日
山梨県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
長野県	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	11月1日
岐阜県	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	11月1日
静岡県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
愛知県	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	11月1日
三重県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
滋賀県	特定非営利活動法人しみんふくし滋賀	滋賀県野洲市	11月1日
京都府	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	12月1日
大阪府	日本ロングライフ(株)	大阪府大阪市	12月1日
兵庫県	(株)ニチイ学館	東京都千代田区	12月1日
奈良県	財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡	11月1日
和歌山県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
鳥取県	(株)ハビネライフケア	鳥取県米子市	11月1日
島根県	サンキ・ウエルビィ(株)	広島県広島市	11月1日
岡山県	サンキ・ウエルビィ(株)	広島県広島市	11月1日
広島県	サンキ・ウエルビィ(株)	広島県広島市	11月1日
山口県	サンキ・ウエルビィ(株)	広島県広島市	11月1日
徳島県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
香川県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
愛媛県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
高知県	社会福祉法人 ふるさと自然村	高知県南国市	11月1日
福岡県	麻生メディカルサービス(株)	福岡県飯塚市	12月1日
佐賀県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
長崎県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
熊本県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	12月1日
大分県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	11月1日
宮崎県	セントケア・ホールディングス(株)	東京都中央区	12月1日
鹿児島県	医療法人徳洲会	東京都千代田区	11月1日
沖縄県	医療法人徳洲会	東京都千代田区	11月1日

介護サービス事業者の不正事案の再発防止、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する国等の立入調査・命令権の創設、処分逃れ対策など法令遵守の徹底と事業者規制の強化を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守が不十分

事業者の本部等への調査権限がない

不正事業者による処分逃れ

「一律」連座制の問題

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

法令遵守等の体制整備

本部等への立入調査等

処分逃れ対策

指定・更新の欠格事由の見直し

サービス確保対策の充実

○新たに事業者単位の規制として法令遵守を含めた業務管理体制の整備を義務づけ

○その際、事業者の規模等に応じた義務とする

○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部等への立入調査権等を創設

○業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設

○事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ。また、監査中の廃止届に一定の制限を課す

○指定取消を受けた事業者が同一法人グループ内で事業移行する場合、一定の制限を課す

○いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断

○広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が十分な情報共有と緊密な連携の下に対応

○事業廃止時のサービス確保に係る事業者の責務を明確化

○行政が必要に応じて事業者の実施する措置を支援

介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書

介護事業運営の適正化に関する有識者会議

平成19年12月3日

1 はじめに

- 本有識者会議は、株式会社コムスン（以下「コムスン」という。）の不正事案を受けて、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業を適切に運営するために必要な措置等について検討するため、平成19年7月に設置され、関係団体からのヒアリングを含めこれまで5回にわたり議論を行ってきた。
- 全国的に事業を展開していたコムスンは、その不正行為により介護事業から撤退することを余儀なくされ、事業移行も完了した。一方、不正行為の発覚からコムスンの介護事業が承継事業者に移行されるまでの間の一連の対応の中で、現行の法制度の問題点も明らかとなった。
- このため、本有識者会議では、
 - ・ 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方
 - ・ 指定事業者の法令遵守徹底のために必要な措置
 - ・ 事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置等を中心に議論を行ってきた。
- 今般、これまでの議論を踏まえ、本有識者会議は、不正事案の再発防止及び介護事業の適切な運営のために必要な措置等に関し、報告書を以下のとおりとりまとめるものである。

2 問題の所在

- 介護保険法に基づく事業者規制については、平成12年の介護保険法施行当初は、事業所ごとの指定取消しかできず、指定の欠格事由も限られ、また、指定の更新制が導入されていないなど、悪質な事業者を排除するための規制が不十分であった。

そこで、平成17年の介護保険法改正（以下「平成17年改正」という。）においては、悪質な事業者を排除するため、一事業所の指定取消が他の事業所の指定・更新の拒否につながる仕組みの導入、指定の欠格事由の追加、指定更新制の導入等事業者規制の見直しを行ったところである。
- コムスンに対する処分は、複数の事業所で不正な手段による指定申請が組

織的に行われていたものとみられることから、平成17年改正により設けられた規定を適用し、コムスの全事業所について指定及び更新を拒否することとしたものであるが、これは適切なものであったと考える。

- しかし、本有識者会議における議論の中で、
 - ① 企業統治の中心である事業者の本部等に立入調査・報告徴収をすることができず、必要な命令等を行うことができなかった。
 - ② コムスは、いわゆる処分逃れとして、本来指定取消の対象となる事業所について、その処分前に廃止届を提出したため、指定権者が事業所に対する取消処分をできなかった。
 - ③ コムスは、同一グループ内の他法人に事業譲渡を行い、指定を受ける旨を表明した。これは実質的に処分の回避と見られかねない行為であったが、現行の法制度では何ら制限がない。
 - ④ 不正行為を組織的に行っていない事業者でも、一事業所の指定取消により他の事業所も一律に指定・更新を拒否されるが、これは行為と制裁の均衡という観点から妥当なものか。
 - ⑤ 事前規制から事後規制への流れの中で、事業者自らが業務の適正を確保するための内部統制の仕組みの重要性が増しているが、介護サービス事業者の法令遵守が十分に確保されていない。
 - ⑥ 利用者数・事業所数が多い事業者や、居住系サービスを展開している事業者が事業を廃止する場合、利用者のサービス確保がより重要な課題となるが、現行の法制度では、利用者のサービス確保対策が十分ではない。などの問題点も指摘されたところである。

- こうした問題点を踏まえ、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の運営を適正化するため、以下のとおり所要の制度改正等を行う必要がある。

3 広域的な介護サービス事業者に対する指導・監督体制の充実

(1) 業務管理体制に関する指導・監督権の創設

- 介護事業については、介護保険法上、各事業所において満たすべき基準が定められ、都道府県、市町村が事業所ごとに指定をした上で、指導・監督等を行っている。この仕組みは事業所ごとにサービスの質を確保する上で有効であり、現行の事業所単位の指定及び規制の仕組みは引き続き維持する必要

がある。

- 一方で、組織的な不正行為が行われる背景には、法令遵守を含めた事業者の業務管理体制に問題があると考えられるため、不正行為への組織的な関与が疑われる場合には、国、都道府県、市町村が事業者の本部等に立入調査等を行うことができるようにする必要がある。
- 事業者の本部等への調査において、法令遵守を含めた業務管理体制に問題があると判明した場合には、国、都道府県、市町村が事業者に対して是正勧告・命令ができるようにする必要がある。
- 業務管理体制に関する規制については、事業者の事業を展開する地域に応じて、都道府県域を超えて広域的に事業展開を行っている事業者に対しては国が、市町村域を超えて広域的に事業展開を行っているが同一都道府県内にとどまる事業者に対しては都道府県が主体となって、関係自治体と緊密な連携の下に対応することが必要である。

(2) 不正事業者による処分逃れ対策

- 処分逃れ対策の一環として、事業所の廃止届の提出を事後届出制から事前届出制とすることが必要である。
また、監査中には事業所の廃止届を提出できないようにする仕組みの導入についても検討する必要がある。
- 指定取消を受けた事業者が、同一法人グループ内で事業移行しようとする際に、処分逃れのおそれがあると認められる場合には、指定権者が指定を拒否できるようにするなど指定について一定の制限を課す必要がある。
- ただし、同一法人グループ内すべての法人について指定を拒否することは、過度な規制となる可能性があることから、当該グループの実態を踏まえた対応ができるようにする必要がある。
- 介護事業には、株式会社をはじめ社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等様々な経営主体が参入していることから、同一法人グループの範囲については、資本関係のみならず実質的な支配・被支配関係にも着目する必要がある。

(3) きめ細かな監査指導の実施

- 監査指導は、事業者の不正行為を未然に防止し、業務の健全性を確保する観点から、きめ細かく、機動的に行われる必要がある。
- 都道府県、市町村は、通常の事業所監査の際にも、その一環として必要があると認める場合は、事業者の本部等に立入調査等を行うことができるようにする必要がある。
- 都道府県、市町村の監査指導については、法令の規定を過度に厳格にとらえたり、介護報酬の返還のみの指導に偏っていたりするなど、各自治体や担当者ごとに判断にバラツキが見られるとの指摘もあることから、監査指導業務の標準化を図る必要がある。
- 「不正又は著しく不当な行為」については、不測の事例について指定の拒否や指定取消を行うための条項であり、立法技術的には許容されるが、各自治体による判断に不合理な差が生じることのないよう、いくつかの例を示すことを検討する必要がある。
- 不正行為等に対して機動的に対応するため、現行の法制度では改善勧告・命令の対象となっている人員、設備・運営基準違反に加え、指定取消事由となっているその他の違反行為についても、改善勧告・命令の対象とする必要がある。
- 不正行為を行った事業者に対し、介護報酬の返還及び加算金の支払をさせる場合に、保険者が確実に徴収できる仕組みについて検討する必要がある。

(4) 指定・更新の欠格事由の見直し

- 組織的な不正行為を行う悪質な事業者を介護事業から排除するため、コムソンの事案のような不正行為について指定・更新を拒否する仕組みは引き続き必要である。
- しかしながら、
 - ① 組織的な不正行為を行っていない事業者についても、一事業所の不正行為をもって、他のすべての事業所について、一律に指定・更新を認めないとするのは妥当か。

- ② 一自治体の指定取消処分により他の自治体において機械的に指定・更新できないということは、他の自治体の権限を過度に制約していることにならないのではないか。
などの指摘がある。
- このため、事業所の指定取消があった場合に、指定・更新を拒否できる仕組みを維持した上で、各自治体が、事業者の不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自らの権限として指定・更新の可否を判断できるようにする必要がある。
 - 自治体の圏域を超えて広域的に事業所を展開する事業者について、組織的な不正行為が疑われる又は確認された場合は、国、都道府県、市町村の間で十分な情報の共有を行った上で、緊密な連携の下に対応することが必要である。
 - 居住系サービスであるグループホームや有料老人ホームなどは、利用者の日常生活の場であり、仮にその指定を取り消すとすれば、これらに代わる生活の場を確保する必要があることから、利用者に対する影響が大きい。このため、居住系サービスと通所型・訪問型等の在宅系サービスを一括りにしている現行の指定類型のあり方について検討する必要がある。

4 法令遵守等に係る体制の整備

- 介護保険制度は、要介護・要支援の高齢者を対象とするサービスであり、その費用は保険料と公費によって賄われるなど公益性の高い制度であることから、そのサービス提供主体である事業者には、より高い水準の法令遵守と事業運営の透明性の確保が求められる。
- このため、新たに事業者単位の規制として法令遵守を含めた業務管理体制の整備を義務づける必要がある。その際、事業者の規模等に応じた義務とする必要がある。
- また、法令遵守等の自主的な取組を促す観点から、介護サービス情報公表制度、第三者評価制度等を活用するほか、介護支援専門員など専門職や同業者間の相互評価的な取組を推進する必要がある。

- 事業者が法令遵守を含めた業務管理体制を整備するに当たっては、制度や規制・指導の内容について理解を深めることが必要であることから、例えば、行政が事業者規制の内容について周知を徹底するとともに、法令遵守に関する研修を実施するなどの取組が必要である。
- 事業者に対して規制を課すばかりでなく、法令遵守を含めた業務管理体制を整備して適切な事業運営を行っている事業者に対しては、更新申請時の事務の簡素化を図るなど何らかのインセンティブを与えることを検討する必要がある。

5 事業廃止時における利用者へのサービス確保対策

- 事業廃止時における利用者へのサービス確保対策については、一義的には事業者の責任において実施する必要がある。
他事業者への個別利用者の紹介や事業の承継に当たっては、事業者間又は事業者と利用者の間での契約を尊重するべきであるが、その際、手続きの公平性・公正性や従業員の雇用維持等についても適切な配慮がなされる必要がある。
- 事業者によるサービス確保のための措置については、個別に利用者を引き継ぐ場合は個々の利用者の他事業者へのあっせん、事業の承継を行う場合は事業移行計画の作成、必要に応じた承継事業者の公募等、事業者が事業移行の態様や規模に応じ必要な措置を講ずることが必要である。
- 前述のようなサービス確保のための措置については、多くの関係者が関わるため、当該事業者のみでは十分に対応できない場合も考えられることから、行政が必要に応じ事業者の実施する措置を支援する必要がある。
- 行政としては、事業者の行う措置に対する支援として、事業移行計画作成に当たっての助言や承継事業者の公募実施の支援、利用者に対する支援措置として相談窓口の設置等を検討する必要がある。
- 利用者に対する継続的なサービスの確保という観点から、指定更新を拒否する際に更新期限まで十分な期間がない場合には、利用者の引受先が決まるまでの一定期間に限り、指定の有効期間を延長するなど指定更新期間の弾力的な運用を図ることができるよう検討する必要がある。

6 その他

- 迅速できめ細かな監査指導を行うことができるようにする観点から、事業所への監査指導の事務を都道府県から市町村に移すことについては、地域密着型サービスの指定権が市町村に移されて間もないこと等から、長期的に検討すべき課題である。

7 おわりに

- コムスの不正事案を契機として、介護保険制度に対する国民の信頼が揺らいでいる。

本報告書が一つの契機として、不正事案の再発防止及び介護事業の運営の適正化が図られるよう、介護保険制度の見直し等が早急に行われる必要がある。

また、これらの目的を達成するため、介護サービス事業者は自主的な取組を一層推進するとともに、関係者が連携して、国民から信頼される介護保険制度の構築に努めることを期待する。

介護事業運営の適正化に関する有識者会議名簿

- (座長) 遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授
- 狩野 信夫 東京都福祉保健局高齢社会対策部長
- 神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 小島 通 愛知県健康福祉部長
- 木間 昭子 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会理事
- 小山 秀夫 静岡県立大学経営情報学部長
- 櫻井 敬子 学習院大学法学部教授
- 山本 憲光 弁護士

(五十音順、敬称略)

介護事業運営の適正化に関する有識者会議の議論の経過

第1回（平成19年7月19日）

- 事業者規制の現状について
- 株式会社コムスンの不正事案について

第2回（平成19年8月24日）

- 介護事業運営の適正化に関するヒアリング
ヒアリング先：社団法人全国老人福祉施設協議会
有限責任中間法人日本在宅介護協会
有限責任中間法人全国介護事業者協議会
日本介護支援専門員協会
日本労働組合総連合会
保険者代表（宮城県仙台市）

第3回（平成19年10月5日）

- 株式会社コムスンの事業譲渡について
- 自由討議

第4回（平成19年10月24日）

- 論点整理について

第5回（平成19年12月3日）

- 報告書とりまとめ

平成19年9月10日現在

平成19年4月10日付け通知に基づく
広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所
監査実施結果について

1 監査実施事業所数 2, 177 事業所

2 行政処分等の状況

① 事業所の指定取消又は指定取消相当 46 事業所
・ 指定取消又は指定取消相当通知済 45 事業所
・ 今後指定取消の手続をとる予定 1 事業所

〔 うち、
(株)コムスンについては、
・ 指定取消又は指定取消相当通知済 37 事業所 〕

② 改善勧告 191 事業所
・ 改善勧告済 140 事業所
・ 今後改善勧告の手続をとる予定 51 事業所

〔 うち、
(株)コムスンについては、
・ 改善勧告済 115 事業所 〕

3 返還金等の状況

① 指定取消又は指定取消相当に該当する返還

指定取消又は指定取消相当の事業所数 46 事業所
うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 45 事業所
返還予定額 18億2918万円

〔 (株)コムスンについては 37 事業所
うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 37 事業所
返還予定額 12億4296万円 〕

② 指定取消又は指定取消相当以外の返還

・ 返還予定事業所数及び返還予定額ともに精査中

※ 指定取消相当とは、「指定取消処分前に事業所の廃止届が提出され
取消処分に至らなかったもの」をいう。

訪問介護サービス事業所が不正な手段により 指定申請を行ったことの法的取扱いの考え方

【適用の考え方】

- ① 不正な手段による指定申請は、取消処分の対象となり、その取消処分によって、同じ法人が運営する他の訪問介護などの居宅サービス事業所において新規指定及び更新が受けられなくなる。

- ② 今回の事案については、取消処分手続き中に事業所の廃止届が提出されたため、取消処分の対象がなくなり、処分が行われなかった。

しかし、今回の行為は不正行為であるため、指定・更新の欠格事由である「不正又は著しく不当な行為」に該当することとなり、同じ法人が運営する他の介護サービス事業所は、すべての介護サービスにおいて新規指定及び更新が受けられない。

なお、①、②ともに法人のみならず、当該法人の役員についても他の介護サービス事業所の役員又は申請者になれない。

(参考条文)

介護保険法（抄）

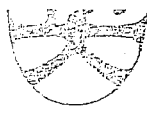
第七十条

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（略）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

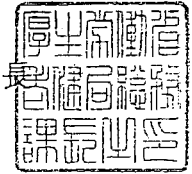
※指定の更新については法第七十条の規定が準用される



老総発第0606001号
老計発第0606001号
老振発第0606001号
老老発第0606001号
平成19年6月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

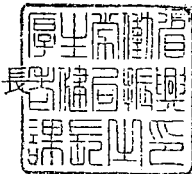
厚生労働省老健局総務課長



計画課長



振興課長



老人保健課長



株式会社コムスの不正行為への対応等について

各都道府県において実施している指定訪問介護事業所に対する監査において、本年6月5日までに、株式会社コムスの全国8事業所で「不正の手段により指定を受けた」という指定取消処分相当の事実が確認された。株式会社コムスは、これ

らの8事業所すべてについて、監査の実施中や指定取消処分手続中に廃止届を提出しており、取消処分が行われるまでには至っていない(別添1)。

しかしながら、平成18年4月以降に指定申請を行った青森県内の不正事案(別添2)及び兵庫県内の不正事案(別添3)については、平成18年4月に施行された改正介護保険法の規定に照らし、指定又は許可及び更新の欠格事由に該当することから、株式会社コムスのすべての事業所において介護サービス事業者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)に関する指定又は許可及び更新をしてはならないこととなるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、改正介護保険法の関連条文の解釈及び運用方針並びに利用者の介護サービス確保のためにお願いしたい内容は下記のとおりであるが、今後の事態の推移に応じて追加的な通知等を発出する可能性がある旨を念のため申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 株式会社コムスの事業所に対する指定又は許可及び更新の運用について

(1) 本件に関する法令の適用関係

株式会社コムスが青森県内の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所において不正の手段により指定の申請をしたという事実(以下「青森県の不正事実」という。)及び兵庫県内の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所において不正の手段により指定の申請をしたという事実(以下「兵庫県の不正事実」という。)により、株式会社コムスは、別添4の表の左欄に掲げる介護サービスの種類ごとの区分に応じ、同表の1欄及び2欄に掲げる同法の条項に規定する介護サービス事業者の指定又は許可及び更新の欠格事由である「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」に該当すると解されること。

(2) 法令の適用に伴う効果

都道府県知事及び市町村長は、株式会社コムスについて、

- ① 青森県の不正事実の発生日である平成18年7月4日から5年を経過する日(平成23年7月4日)

② 兵庫県の不正事実の発生日である平成18年12月7日から5年を経過する日
(平成23年12月7日)

のいずれか遅い日(平成23年12月7日)まで、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所のみならず、すべての介護サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援、第48条第1項に規定する指定施設サービス等、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス及び第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)に係る介護サービス事業者としての指定又は許可及び更新をしてはならないこと。

(3) 適用期間に係る留意点

今後、平成18年12月8日以降の不正行為があった場合等には、(2)に掲げる期間が変更されること。

2 株式会社コムスの事業所に対する指定の取消の運用について

青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実は、別添5の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表中欄又は右欄に掲げる同法の条項に規定する介護サービス事業者の指定又は許可の取消事由である「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者に該当すると解され、すべての介護サービス事業所について指定の取消を行うことができることとなる。

しかしながら、今回明らかになった事実のみをもって、株式会社コムスの他の事業所について直ちに取り消さなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査を行い、事実確認を行った上で個別に判断すべきものであること。

3 株式会社コムスの役員等であった者が別法人の役員等又は申請者である場合の取扱について

青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に関して、別添4の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表3欄に掲げる規定における「役員等」に該当する者は、青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に係る申請書において役員の記載欄に氏名が記載された者並びに青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に係る指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所の管理者であると解されること。

したがって、

① 青森県の不正事実に係る役員については青森県の不正事実の発生日である

平成18年7月4日から5年を経過する平成23年7月4日までの間、

- ② 兵庫県の不正事実に係る役員等については兵庫県の不正事実の発生日である平成18年12月7日から5年を経過する平成23年12月7日までの間

は、これらの役員等が、別の法人の役員等又は申請者である場合には、別添4の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表の3欄に掲げる欠格事由に該当するため、当該介護サービス事業者の指定又は許可及び更新をしてはならないこと。

4 利用者への介護サービスの確保策について

(1) 事業所の更新時期到来までの介護サービス提供等について

介護サービス事業者には、法令に基づき、正当な理由なく介護サービスの提供を拒んではならず、また、介護サービスの提供が困難な場合には、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならないなどの義務が課せられている。

したがって、都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスの各事業所に対して、介護サービス事業者として法令を遵守させ、各事業所の更新時期到来までの間は、利用者の求めに応じて介護サービスを提供するよう適切に指導をされたいこと。

(2) 事業所の更新時期到来時における介護サービスの確保について

都道府県知事又は市町村長においては、株式会社コムスの各事業所が、更新時期の到来するまでの間に、介護サービス利用の移行が円滑に行われるよう、同社の各事業所に対して介護サービス利用の移行のための計画を作成させ、適切に履行させるなど必要な指導を行うこと。

また、都道府県知事又は市町村長は、介護サービス利用の移行が円滑に行われ、利用者のサービス利用に支障が生じることのないよう、地域包括支援センターなどを活用して、利用者からの相談に応じ、あるいは他の事業者との調整を行うなど、利用者の介護サービスの確保に努めること。

(3) 株式会社コムスの介護サービス利用者に対する周知について

都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスの介護サービス利用者の安心を確保するために、①同社の事業所は、少なくとも平成20年3月31日までの間は、引き続き介護サービスを提供することができること、②同社に対して事業所の更新時期の到来時までには他の事業者の紹介等の措置を講じさせ、利用者の介護サービス利用に支障を生じさせないよう指導を行うことなどについて、同社の介護サービス利用者に対して周知を図られたいこと。

5 事業者に対する法令遵守の再徹底及び広域的に事業を展開する指定訪問介護事業者への監査の継続について

「介護サービス事業者の法令遵守の徹底について」（平成19年4月10日付け老総発第0410001号、老振発第0410001号厚生労働省老健局総務課長、振興課長連名通知）において通知したとおり、介護サービス事業者に対する制度の周知及び法令遵守の徹底を図るとともに、引き続き広域的に事業を展開する指定訪問介護事業者への監査を実施していただきたいこと。

全国の監査結果における（株）コムスの介護サービス事業所の指定取消相当の事例
（平成19年6月5日現在）

	県名	事業所のサービス種別	指定年月日	監査実施日	行政処分に相当する内容及び理由		廃止届出日
					内容	理由	
1	東京都	訪問介護	16. 11. 1	19. 2. 1	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
2	東京都	訪問介護	17. 2. 1	19. 2. 2	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
3	東京都	訪問介護	17. 5. 1	18. 12. 26 19. 2. 5	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
4	岡山県	訪問看護	18. 2. 1	19. 1. 22	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 2 (聴聞通知発出後)
5	青森県	訪問介護	18. 7. 26	19. 4. 12 19. 4. 13 19. 4. 25	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 7 (聴聞通知発出前)
6	東京都	訪問介護	17. 4. 1	19. 5. 16	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 16 (聴聞通知発出前)
7	群馬県	訪問介護	16. 4. 1	19. 5. 10 ～ 5. 15	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 21 (聴聞通知発出後)
8	兵庫県	訪問介護	19. 1. 1	19. 5. 21	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 21 (聴聞通知発出前)

「(株) コムスン弘前城東ケアセンター」について

- 1 事業所名 (株) コムスン弘前城東ケアセンター
- 2 申請年月日 訪問介護事業所 平成18年7月 4日
介護予防訪問介護事業所 平成18年7月 4日
- 3 指定年月日 訪問介護事業所 平成18年7月26日
介護予防訪問介護事業所 平成18年7月26日
- 4 経緯
- ① 平成19年4月12日 青森県内のコムスン6事業所、ニチイ学館10
～13日 事業所に対し監査実施。その際に「コムスン弘
前城東ケアセンター」において、指定申請時に
記載のあった非常勤の訪問介護員について、指
定申請時からの雇用実態が確認できなかった。
- ② 平成19年4月25日 当該訪問介護員に対し、聴き取り調査を実施し、
指定申請時から雇用実態がない事実を確認。
- ③ 平成19年5月2日 聴聞通知起案
- ④ 平成19年5月7日 ・聴聞通知決裁、発送準備。
・「コムスン弘前城東ケアセンター」事業所廃止
届書が提出され受理。(廃止年月日 平成19
年5月1日)(※聴聞通知は送付せず。)
・平成18年8月分～平成19年4月分の介護報
酬返還を指導。
- ⑤ 平成19年5月25日 (株)コムスンあて監査結果の通知

(取消相当となった条項)

訪問介護事業所・・・法第77条第1項第8号(不正の手段によ
る指定を受けたとき)

介護予防訪問介護事業所・・・法第115条の8第1項第8号
(不正の手段による指定を受けたとき)

【参 考】
介護保険法(抜粋)

第77条(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サ
ービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指
定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を
受けたとき。

第115条の8(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予
防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてそ
の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指
定を受けたとき。

「(株) コムスン豊岡立野ケアセンター」について

- 1 事業者名 (株) コムスン豊岡立野ケアセンター
- 2 申請年月日 訪問介護事業所 平成18年12月7日
介護予防訪問介護事業所 平成18年12月7日
- 3 指定年月日 訪問介護事業所 平成19年 1月1日
介護予防訪問介護事業所 平成19年 1月1日
- 4 経緯
- ① 平成19年5月21日 ・監査実施。指定申請時において訪問介護員3名のうち2名が、同社の経営する他の事業所(姫路)に勤務する職員であったことが判明。
- ② 平成19年5月21日 ・「コムスン豊岡立野ケアセンター」事業所廃止届書が提出され受理。
(廃止年月日平成19年5月21日)
- ③ 平成19年6月 1日 ・指定申請時のコムスン豊岡立野ケアセンターの管理者から指定申請時から当該訪問介護員2名について勤務実態がない事実を記載した調書提出。
- ④ 平成19年6月 4日 ・当該訪問介護員2名に聴き取り調査を実施し、勤務実態がない旨確認。
- ⑤ 平成19年6月 4日 (株)コムスンあて監査結果の通知
- (取消相当となった条項)
- 訪問介護事業所 --- 法第77条第1項第8号(不正の手段による指定を受けたとき)
- 介護予防訪問介護事業所 --- 法第115条の8第1項第8号(不正の手段による指定を受けたとき)

【参考】
介護保険法(抜粋)

第77条(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

第115条の8(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為」の指定又は許可及び更新の欠格事由

サービスの種類	1 欄(指定の欠格事由(申請者))	2 欄(指定更新の欠格事由(申請者))	3 欄(指定の欠格事由(役員等))
指定居宅サービス事業者	第 70 条第 2 項第 9 号	第 70 条の 2 第 4 項において第 70 条の規定を準用	第 70 条第 2 項第 10 号及び第 11 号
指定地域密着型サービス事業者	第 78 条の 2 第 4 項第 8 号	第 78 条の 11 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 78 条の 2 第 4 項第 9 号口
指定居宅介護支援事業者	第 79 条第 2 項第 7 号	第 79 条の 2 第 4 項において第 79 条の規定を準用	第 79 条第 2 項第 8 号口
指定介護老人福祉施設	第 86 条第 2 項第 6 号	第 86 条の 2 第 4 項において第 86 条の規定を準用	第 86 条第 2 項第 7 号口
介護老人保健施設	第 94 条第 3 項第 9 号	第 94 条の 2 第 4 項において第 94 条の規定を準用	第 94 条第 3 項第 10 号及び第 11 号
指定介護療養型医療施設	第 107 条第 3 項第 8 号	第 107 条の 2 第 4 項において第 107 条の規定を準用	第 107 条第 3 項第 9 号及び第 10 号
指定介護予防サービス事業者	第 115 条の 2 第 2 項第 9 号	第 115 条の 10 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 2 第 2 項第 10 号及び第 11 号
指定地域密着型介護予防サービス事業者	第 115 条の 11 第 2 項第 8 号	第 115 条の 19 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 11 第 2 項第 9 号口
指定介護予防支援事業者	第 115 条の 20 第 2 項第 7 号	第 115 条の 28 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 20 第 2 項第 8 号口

「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為」による指定又は許可の取消事由

サービスの種類	事業者	役員等
指定居宅サービス事業者	第 77 条第 1 項第 10 号	第 77 条第 1 項第 11 号及び第 12 号
指定地域密着型サービス事業者	第 78 条の 9 第 13 号	第 78 条の 9 第 14 号
指定居宅介護支援事業者	第 84 条第 1 項第 11 号	第 84 条第 1 項第 12 号
指定介護老人福祉施設	第 92 条第 1 項第 11 号	第 92 条第 1 項第 12 号
介護老人保健施設	第 104 条第 1 項第 10 号	第 104 条第 1 項第 11 号及び第 12 号
指定介護療養型医療施設	第 114 条第 1 項第 11 号	第 114 条第 1 項第 12 号及び第 13 号
指定介護予防サービス事業者	第 115 条の 8 第 1 項第 10 号	第 115 条の 8 第 1 項第 11 号及び第 12 号
指定地域密着型介護予防サービス事業者	第 115 条の 17 第 12 号	第 115 条の 17 第 13 号
指定介護予防支援事業者	第 115 条の 26 第 10 号	第 115 条の 26 第 11 号